

9 月 5 日 (第 1 号)

令和4年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和4年9月5日（第1号）

出席議員	1
議事日程	2
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
（報告）	
第5号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	5
（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第30号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて	5
（議案提案説明）	
第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件	14
第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例制定の件	14
第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件	14
第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除 に関する条例制定の件	16
第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例改正の件	17
第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件	18
第37号議案 豊能町税条例等改正の件	18
第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件	20
第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について	20

第40号議案	豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて……………	20
第41号議案	令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件……………	23
第42号議案	令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件……………	25
第43号議案	令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件……………	25
第1号認定	令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について……………	26
第2号認定	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	28
第3号認定	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について……………	29
第4号認定	令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	30
第5号認定	令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について……………	31
第6号認定	令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	32
散 会 の 宣 告	……………	33

令和4年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和4年9月5日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

2番 才脇 明美

3番 吉田 正子

4番 中川 敦司

5番 寺脇 直子

6番 管野英美子

7番 永谷 幸弘

8番 永並 啓

9番 小寺 正人

10番 秋元美智子

11番 高尾 靖子

12番 川上 勲

欠席議員 1名 池田 忠史

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 塩川 恒敏

副 町 長 川村 哲也

教 育 長 森田 雅彦

総 務 部 長 仙波英太郎

まちづくり調整監 松本真由美

保健福祉部長 小森 進

住 民 部 長 大西 隆樹

都市建設部長 坂田 朗夫

こども未来部長 入江 太志

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義

書 記 清水 義和

書 記 田中 尚子

議事日程

令和4年9月5日（月）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 第5号報告 | 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて） |
| 日程第 3 | 第30号議案 | 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 第35号議案 | 職員の定年等に関する条例改正の件 |
| 日程第 5 | 第31号議案 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件 |
| 日程第 6 | 第32号議案 | 豊能町職員の降給に関する条例制定の件 |
| 日程第 7 | 第33号議案 | 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件 |
| 日程第 8 | 第34号議案 | 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件 |
| 日程第 9 | 第36号議案 | 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件 |
| 日程第 10 | 第37号議案 | 豊能町税条例等改正の件 |
| 日程第 11 | 第38号議案 | 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件 |
| 日程第 12 | 第39号議案 | 豊能町農地災害復旧事業の施行について |
| 日程第 13 | 第40号議案 | 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて |
| 日程第 14 | 第41号議案 | 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件 |
| 日程第 15 | 第42号議案 | 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件 |
| 日程第 16 | 第43号議案 | 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件 |
| 日程第 17 | 第1号認定 | 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 18 | 第2号認定 | 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について |

- 日程第 19 第 3 号認定 令和 3 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所
施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 第 4 号認定 令和 3 年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 21 第 5 号認定 令和 3 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 22 第 6 号認定 令和 3 年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について

開会 午前9時30分

○議長（管野英美子君）

皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。

皆様にはマスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にもマスクを着用のままでお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、傍聴者間の距離を取るために、本会議場の傍聴席には定員20名のうち5名の方のみ入っていただき、残りの方につきましては音声傍聴の形を取らせていただきますので御了承願います。

それでは定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

議員の皆様、おはようございます。

令和4年豊能町議会9月定例会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平素から町政運営に対し格別の御理解と御協力を賜り、豊能町の発展と住民の福祉増進のため日々御活躍いただいておりますこと、ここに厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染の状況でございますけれども、第6波の収束もままならない中、オミクロン株の急激な拡大により第7波に突入しております。大阪府は独自のモニタリング指標、ここで緊急事態を示す赤信号に移行して、検査・医療提供の逼迫状態、このことから、医療非常事態宣言が発出され、9月の27日まで延長されております。感染者数の推移を見てまいりましても、高止まりの傾向で予断を許さない状況でございます。また、医療の逼迫は

続いております。基本的な感染対策とともに、高齢者の方々におかれましては4回目のワクチン接種、どうぞよろしくお申し込み申し上げます。本町ではこれまでもワクチン接種体制の万全を期して進めておりますけれども、オミクロン株対応のワクチン接種につきましても、今後、国からの指示、動向を注意しながら、万全なる接種体制の確立に努めてまいります。

そして先週金曜日でございますけれども、9月2日、大阪880万人訓練が行われました。議員の皆様も御参加をいただきまして誠にありがとうございます。改めまして災害対応を再チェックしたところでございますけれども、地震だけではなく、昨今の異常気象による大雨、土砂災害に警戒をしなければなりません。先月、8月の17日から18日にかけて前線停滞による集中豪雨がございました。本町では連続雨量が200ミリを超える地点もございます。国道477の通行止め、土砂崩れによる町道の通行止めもございます。耕地等の被災も確認しております。川の越流、護岸の損傷もありました。明日、強い勢力の11号が九州に接近をすると。本当に前線が不安定な状況でございます。土砂災害に厳重な警戒が必要でございます。住民の皆様への安心・安全に万全な体制で取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本日提案させていただきます議案は、報告案件1件、人事案件1件、条例制定3件、条例改正5件、補正予算3件、その他2件と、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定を初めとする認定6件、また、議会最終日に追加議案を提出させていただきたいと存じますけれども、それを含ますと合計23件でございます。慎重に御審議を賜り御決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月22日までの18日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番・永谷幸弘議員及び8番・永並啓議員を指名いたします。

日程第2「第5号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）」の報告を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

おはようございます。

それでは、第5号報告、専決処分の報告の件について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

本件につきましては、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分にしたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書4ページを御覧ください。

専決日は令和4年8月8日でございます。相手方につきましては議案書のとおりでございます。事故の概要につきましては、令和4年3月1日午前10時50分頃、希望ヶ丘2丁目の見通しの悪い路上において、職員が運転するパッカー車と相手方の原動機付自転車が接触し、双方が損害を被ったものでございます。

和解の内容は、町の過失割合を20%、相手方の過失割合を80%とし、町及び相手方

のおおのの支払うべき損害賠償の額を相殺し、相手側より本町に車両の修繕料14万7,117円を損害賠償金として支払を受けるものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（管野英美子君）

日程第3「第30号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第30号議案、豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして御説明申し上げます。

経歴につきましては、お手元にお配りをしております略歴書を御覧ください。

第30号議案、豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。本件は、本町教育委員会委員として御尽力いただきました川村新氏の任期が令和4年10月22日に満了となることに伴い、その後任として小松郁夫氏を本町教育委員会委員に任命したく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御審議いただき同意賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

教育委員の任命について、豊能町に関わってきた方なのかと思うんですけれども、町長はどのような理由でこの方を任命されたのか、その理由を述べてほしいと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今回の任命に関しまして、どういう理由かということをごさいますけれども、小松郁夫氏、この方はこれまで教育行政に深く関わりをお持ちで、幅広い御経験とそして知識をお持ちでございます。今回、川村新氏が任期満了に伴いまして辞退をされたので、今回この小松氏を選任したわけでごさいます。この方におかれましては、豊能町に深く関わりを持っておられます。もとは小中一貫、この切れ目のない教育を行うということで文科省の中にごさいます国立教育政策研究所の要職も務められました。そして私たちが参考として評価の高い京都市立大原学院にも深く関わりを持っておられます。それまでの御経験を生かし、研修会でありますとか視察、そういうところも行かしていただき意見交換をさせていただきました。そして令和元年、平成31年4月からは、東能勢小中学校の学校運営協議会の顧問としても御活躍いただいております。本町の学校現場にも足を運んでいただき、本町の状況は非常によく御存じでございます。御経験から、本町にふさわしい学校、保護者、地域、学校がそれぞれのお子様合った学びと育みを切れ目なく実現できるよう、活発な議論、協議が行われると存じております。本当にこの方々が、この小松氏が私どもの教育行政に深く関わっていただくことに感謝をする次第でございます。そして、川村新さんにおかれましては、これまで非常に長い間教育行政に関わりをいただき、本当に感謝する次第でございます。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

川村新様には長い間関わっていただいて、

本当にありがたく、お疲れさまでしたと申し上げたいと思いますが、今回の方につきましては町外の方でありますけれども、遠いことは理由にはならないと思うんですが、その、こちらに来られることについては全く支障がないというふうにお思いなのかどうか、その点お聞きいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

お答え申し上げます。

御本人の方ともお話をさせていただきました。そして、これまでも豊能町の中にたくさん来ていただいて、その交通の便でありますとかそういう部分については全く問題がない。今現在、小松氏は関西国際大学のところの教授、神戸市そして尼崎、三木、そこにあります学校の非常勤講師もされておられますけれども、移動に関して何ら問題がないということでごさいます。さらに、多様な教育委員会の委員様でございますので、それぞれの、柔軟に出席できる日にちまたは時間、こういうものを調整されるということをお聞きしておりますので、何ら支障がないというように判断しております。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございせんか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

永谷です。

小松郁夫さんにお話をされる前に豊能町内の方にお話をされたのかどうか、この点についてお伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

小松氏にお話の前に豊能町、これまでも

学校運営協議会の顧問をされておられます。それぞれの方々ともお話をさせていただいて、この学校運営協議会の運営に対して非常に参考といいますか、力を発揮いただけるということの言葉もいただきましたので。

○議長（管野英美子君）

塩川町長、ほかに当たったのかという質問です。

○町長（塩川恒敏君）

ほかに当たった。はい。数名の方々に当たりました。しかし、固辞をされたということもございます。何よりもこの小松氏、今、深く関わっていただいておりますので、そのものに期待をするということでお話をさせていただきました。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。ほかにございませんか。中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

今回、小松郁夫さんですね。この方を挙げてきていただいておりますけれども、経歴を見させていただきましたら物すごく、非常にいろいろな立場で御活躍をされてきた方というふうにお見受けさせていただきました。ちょっと私、思いましたのは、これだけのすばらしい経歴をお持ちの方だったら、教育委員というよりも教育長みたいな、そんな立場でも頑張っていただけにふさわしい、そのような方のようにも私ちょっと思えるんですけども、そのようなお方をあえて委員さんというような形にさせていただくことは別に問題ないのかなと。その辺りちょっと気になりまして、あと教育長も当然いらっしゃるんですけども、その辺りうまいことやっていけるのかどうか、その辺りちょっと心配かなと思ひまして質問させていただきます。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

私は全く心配がないと思っております。快く引き受けていただき、学校の現場、そういうところの中で今必要なものというのは、学校運営協議会の中を、運営協議会の中でしっかりと議論をするということ、そのお力を発揮していただけるということでございますので、教育長とそして教育委員の全ての皆様方と一緒に協議をし、子どもたちの育み、そして学びをしっかりと作っていただけるということで、大変期待をしておりますし、本当に議員がおっしゃられるように、本当にすばらしい経歴の持ち主でございますけれども、その知識経験をこの豊能町の学校の中に生かしていただき、魅力ある学校をしっかりと作ってまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。質疑を。

永並議員。

○8番（永並 啓君）

何点か質問させていただきます。

町長は1時間程度ということをおっしゃられてたんですけど、私はちょっと大原から1時間で来れるというふうには到底想定できなくて、2時間ぐらいかかるんではないかなとは思ってるんですけど、その確認ですね。それと、本当に、確かに意欲はあったとしても、現実問題大原っていうと雪降るんですよ。雪深くなるんですよ。そういったときに、冬であって交通機関の影響で来れないとか。それはじゃあ、それはしょうがないよねっていうふうになりがちなんですけど、いや、もともと町内の方から選んでたらそういう問題って、リスクって減らせるんですよ。やはり豊能町は

教育の町ですから、教育委員会議っていうものを非常に重要視、私はしてるんですよ。その中でそういったリスクはなるべく減らしたいってなると、町内の方でっていうことを考えるほうが自然なのかなっていうふうに私は思っています。その雪が降った場合、そういった場合の対応なりを考えておられるのかっていうことをお聞きしたい。それと、川村さんがまだ50代、若い、世代的にはまだ若いと思うんですけど、世代のバランスっていうのはどう考えているのかなど。実際に年齢をお聞きすると、また高齢者の方を推薦、出してこられている。もともと川村新さんまだ50代前半、たしかそうだったと思うんですけど、そしたらそのぐらいの世代で探すっていうのが、バランスを見てもそのほうがいいんじゃないかな。そういう試みっていうものはどう考えているのかが全く見えてこないんですね。そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいなど。それと、これまで他市町村から教育委員っていうものを選ばれたのはどのくらいあるのかお聞かせいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

通勤といいますか、私どもの教育委員会の中に御参加をいただくそのリスクというところでございますけれども、小松先生、お車でも運転されますけれども、お車の場合に1時間ということでございます。確かに電車ということになりますともう少し時間がかかるかもしれませんが、大丈夫であるということをおっしゃっていただいています。それから、やはり町内ですけれども、今までの御経験を生かし発揮をいただきたいというように存じておるところでございます。それから町内

の委員ではなくてほかの市町村のところで外部から来られてる方ということでございますけれども、豊能地区の3市1町、それでは豊中、箕面市は町外から、市外から受け入れてられます。三島地区の4市町村でいきますと、全ての・・・

（発言する者あり）

○町長（塩川恒敏君）

豊能町の中で他市町村。

（発言する者あり）

○町長（塩川恒敏君）

あ、それは私は存じ上げません。申し訳ございません。調べさせていただきまして回答させていただいてよろしいでしょうか。委員の中でいきますと、御指摘のとおり、様々な分野ということで、お住まいというところでいきますと医療ということで、馬渡委員のほうが、の方は町外におられる方でございます。

○議長（管野英美子君）

年齢バランスのことを。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

年齢。はい。確かに年齢というところはあるかも分かりませんが、現在これまでも関連な議論もしていただいているとお聞きをしております。十分その年齢の構成というところよりも、経験とそして早く学びを切れ目なくスタートする学校という魅力付けの、魅力ある学校を作っていくにはこの方がふさわしいと思って、私のほうは任命をさせていただきたいと存じますので、どうぞ御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

こども未来部のほうで答えられますか。

（発言する者あり）

○議長（管野英美子君）

記憶にはないということですね。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

ここまで来られるっていうところが、あえて、ほかの地域とかなら全然まだ、リスクとしては捉えないんですけど、大原っていうと本当に山の中なので、それで雪深いというところがあるので、そういったことを非常に懸念はするところではあるんですね。やはり任命したからには、我々も同意をしたからには、その後どのような活動をしているかというのは責任があるんですよね。だから、他市町村から選ぶっていうことが多分これまでないわけなんです。ないと思うんですよ。去年の馬渡先生のと看以来はね。という、何が言いたいかっていうと、町長はその趣旨を本当に理解していただきたいのは、ほかの市、他市がどうこうじゃなくて、豊能町の教育を作ったのが豊能町内におられる住民の方、教育委員の方で、これまで教育の町豊能町っていうものを作ったっていうのが豊能町の歴史だと考えているんですね。それをあえて、町内に人材が誰もいない、何十人も当たって全然いなかった、だからもうしょうがないから町外ですよっていうならそれなりに納得するんですけど、何かあまり当たられた形跡もなく、世代のこともあんまり積極的に当たられたっていう感覚が受け取れないもんですから、いやそれだったらもうちょっと真剣に当たってからでもいいんじゃないかなっていうふうに考えた次第なので、やはりそこら辺はもうちょっと、豊能町のいろいろな委員会作りますよね。その中でやはり世代っていうもののバランスって、特に教育に関しては非常に重要だと思うんですね。だって実際に教育をしてる方ですから。実際に子どもの子育てをしてる現役世代に教育委員がないっていうところは非常に問題だと思っ

ているので、やはりその部分というものは非常に重要に考えて、今回、川村新さんが退任された。じゃあその後任にはやはり同じぐらいの感覚を持たれた同世代の、現役で子育てをされてる方っていうのを必死で探すっていうことが僕は筋じゃないかと思うんですけど、そこら辺はいかがお考えですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

年齢バランス、そして経験、そして豊能町でこれまでも深く関わってこられた、そして子育て世代ということもございますけれども、教育委員さんにおかれましては教育、学術、文化、見識をお持ちの方、そして委員の職業に偏りがいいこと、保護者を含むということもございます。その教育に関して深い関心と熱意があるという方でございますので、これまでも当たってまいりましたけれども、この方に白羽の矢を立ててこの豊能町の魅力をしっかりと作っていただけるように頑張っていたいただきたいというように存じております。全体のバランス等々も最初から考慮し、それらを超える内容の方をお迎えができるということで確信をしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

だから僕はそれがあまり感じられないと。数名の方、数名だったらそれはいないよね。ちょっと年齢的にもって断られる方もいるし。我々もいろいろ、選挙管理委員などを選ぼうとする場合、やはり年齢というものは出てくるんです。70代後半ぐらいになるとやはり年齢的にしんどいよねっていう

断られる方もおられるんですけど、この方は2期やられるともう80を超えてしまうのかなというような年齢の方ですよ。やはり現役世代がいない、抜けた穴に現役世代を入れれないというところは、僕は非常に違和感を覚えてしまいますね。やはり何よりも、町長が今答弁されてるものの説得力というのがあまり感じられない。いろいろなところ行って何十人も当たって、そういうことを言ってくれたらいいけど、数名の方だったら、いやそれは見つかりませんよってどうしてもなっちゃうんですよ。そういうときはもう、本当に豊能町の教育のことを考えるのであれば、もっと何十人当たって、ちょっと時間かかったとしても当たって口説き落としてっていうほうが私は豊能町の教育の未来にとっていいようになるのではないかというふうに考えているので、そこら辺はもう答弁は結構ですけど、私の意見であります。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

川上議員。

○12番（川上 勲君）

今ちょっと、今までの議論でおかしいなと思っと思ったのがありますんで、その辺を質問したいと思います。この人が豊能町内あるいは近隣の市町で、市であれば別に問題ないかなと思うけども、京都の大原であり、年が75歳でっか。私より1年上ですわ。もう4年間したら79ですわ。この方は運転手付の車で来られまんのんか。それをちょっとお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御自身も運転されますし、それから御家族が運転されるということも聞いておりま

す。そして電車でも通勤されるというところでございますので、交通手段につきましては前後の関係もあるかと存じます。

○議長（管野英美子君）

こちらに来るときどのようにという質問だと思いますが。

○町長（塩川恒敏君）

今のところはお車でというところを聞いております。

○議長（管野英美子君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

車であればね、京都の大原から1時間で絶対来られませんわ。誰が考えても。豊能町まで。暴走族みたいな人でっか。ちょっとお聞きします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

暴走族ではもちろんございません。安全運転をしっかりとしていただけるところでございます。車そして電車というところの交通の便も含めて、御検討いただく。その開催期間に関しましては、これまでも教育委員会の日時は柔軟に対応いただいておりますので、それらを併せて柔軟に対応いただけるものと思っております。

（発言する者あり）

○町長（塩川恒敏君）

1時間で来れるか来れないか。

（発言する者あり）

○町長（塩川恒敏君）

1時間かどうか再度確かめさせていただきますけれども、1時間を超えるかも分かりませんが、小松先生のほうからはそういうふうにお伺いをしてるところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（管野英美子君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

大原から京都市内までどれぐらいかかるか私は知りませんが、うちから京都まで大方小一時間かかりまんのや。北、北東のほうでんな、大原いうのは、神戸市の。

○議長（管野英美子君）

京都市です。

○12番（川上 勲君）

京都のね、北東のほうでんな。せやからさっき、1時間程度で来られるって答弁ありましたやろ。せやから私、質問してまんのや。それやっぱりきちっと調べて答弁せんとあかんと思いますわ。

ほんでもう一つは、若い40代、50代であれば普通に運転できるけども、もう70を超えて後期高齢者ですわ。普通に運転できひん。余計ゆっくりになったら余計時間かかります。時間かかってもかめへんのはかめへんねんけども、やっぱりきちっとした答弁をしてもらわんとね。おかしいなという答弁やったら具合悪いと思いまっせ。もう一遍その交通でどれぐらいかかるやきっちり把握してもらうことが必要やと思いますわ。

以上、もう答弁要りません。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

ないようですので質疑を終結いたします。
この際、暫時休憩いたします。再開は放送をもってお知らせいたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おわびを申し上げたいと思います。私のほうが1時間程度という言葉を出してしまいましたけれども、確かめずに発言をしたということでございます。改めて訂正をさせていただきます。1時間以上、半から2時間というところが全体の中だと思いません。深くおわびを申し上げます。

○議長（管野英美子君）

入江こども未来部長。

○こども未来部長（入江太志君）

お尋ねの、過去に町外から教育委員さんを招いたことがあるのかということに関しては、現在、馬渡委員が町外の方、それ以外は、ちょっと過去さかのぼってるんですけど、町外の方はちょっと確認はできないということで、町外の方は私の記憶してる限りいらっしゃらないのかなというようなことでございます。

あと、小松先生がこちらに来られる場合の手段というかあれですが、何も支障がなければ御自宅から車で来られたり、あるいは何かの会議とかでございましたら、例えば地下鉄、あるいは阪急電車とかで阪急茨木のほうから、そこまで公用車でお迎えにいくとかいうような形で考えております。

以上でございます。

○議長（管野英美子君）

これより討論を行います。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。

第30号議案に対して反対の討論をさせていただきます。

まず小松氏におかれましては、東地区の学校運営協議会の顧問として御尽力いただいておりますこと、まずはこの場をおかりいたしまして深く感謝申し上げたいと存じます。基本的に人事案件については賛成の立場をとらせていただくことを信条としておりま

すが、子どもたちの教育の環境の充実を考えたときにどうしても譲れない一つがあります。これまで度々教育委員会会議を傍聴させていただいてきた中で、子どもたちの、保護者の、親たちの目に見えない、声にならない声をいかに早くキャッチし応えていくか。委員一人一人の取組の深さに頭の下がる思いがしてきました。とともに、日常生活の中で地域の人とのつながりを、また町の歴史や地理など、それも生きた知識として持っていることの大切さ、重要性を実感させられてまいりました。足元の豊能町の生活に根差した活動、その始点となる土台は一朝一夕に作れるものでは、できないものです。私は30年前にこの議場に席をいただきました。依頼、私の知る限り、この豊能町は教育委員長以外常に豊能町民、または豊能町に関わる人が教育委員会を、教育委員を担ってまいりました。お一人お一人の教育委員が持っている、持っていた、足元の豊能町に根差した生活が、その活動が、横に広がり、つながり、積み重なり、よき流れとなって身近な教育委員会となり、そして何より教育のまち豊能へと作り上げてまいりました。学校再編へ向かう大事な時期です。地域とともにある学校に不可欠なのは、地域の子どもたちを初め住民とともにある身近な教育委員会ではないかと私は考えております。町長には、地域に暮らし地域の実情を肌で知る教育委員の存在の重要性をいま一度考えていただきたく申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

次に、賛成討論はございませんか。

吉田議員。

○3番（吉田正子君）

こんにちは、3番、吉田でございます。今回の小松郁夫氏の任命について賛成をさせていただきます。

豊能町の教育に携わっていただいておりますし、皆さんも先ほど言われましたように、教育長になっていただきたいぐらいの方だということは言われております。私は、これからは豊能町のことも知っていただく、委員そしてまた外の、外から見た豊能町を言っていただけるような、助言をしていただける方を、やっぱり小松さんという方をお願いしたいと思います。これから豊能町は大変なことがいろいろ起こってきます。ですから余計にそういう人が必要だということで、私は小松郁夫さんの任命を賛成させていただきます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

次に、反対討論ございませんか。

永並啓議員。

○8番（永並 啓君）

8番、永並啓です。反対の討論をさせていただきます。

この方は大変経歴を見た限りでもすばらしい方というのは分かることで、この方とどうのこうのと言ってるわけではなく、私はこれまでの豊能町のことを考えると、これまで豊能町、他市町村に比べて教育には熱心であり、教育のまち豊能町として他市町村にも知れ渡っている部分ではあると思います。その豊能町を作ってこられたのはやはり町内にいる豊能町の方、教育委員の方々だと、私はあると考えております。これまで他市町村から教育委員を選んだことがないにも関わらず、あえて他市町村から選ぶというのはそれ相応の理由が必要なのかなというふうに考えます。町長は数名の方にお尋ねしましたがともということでおっしゃられていますが、やはり本当に豊能町の中から人材を活用するということを考えると、やはり何十名、もっとそういうところに尽力をしていただいて、それでも見

つからなかったということであればしょうがないよねってはなるんですけども、やはりもっと豊能町の中には魅力ある人材、もっと活躍してほしいなという人材はたくさんおられます。そういった方を使わないで何がまちづくりかっていうようなところに僕は基本的なところがあります。私は基本的にもっと豊能町に住んでおられる住民の方の力を活用して豊能町のまちづくりを盛り上げていきたいと考えておりますので、さらに今回退任された川村さんが50代前半です。現役の子育てをされながらずっと教育委員をされてきました。やはり前任者が退任されたら同じような人材、教育委員のバランスというものも考える必要があると思います。やはり高齢化していますが、実際に教育に携わっているのは3、4、50代の保護者の方がほとんどであります。やはりそういった方の声というものを真摯に受け止めるためには、教育委員という場にもそういう世代の方がなっただけでなく、非常に重要であると考えています。私はもう教育長と教育委員という在り方は首長と議員の在り方に近いと考えています。首長は当然、いろいろな見識から他市町村に住んでおられても全然問題ありません。ただ議員は地域の声を上げるという役割がありますので、やはり地域に住んでいなければならぬという制約がございます。教育委員にはそこまでの制限はございませんが、やはり教育長っていうものは他市町村にいたとしても、教育委員は様々な地域の学校の声、身近な学校の声をどんどん吸い上げていく、こういう役割に徹していただくとすると、やはり日頃から学校の近くに住んでおられ、地域の子どもたちを見つめ、そういった方になっていただくほうがふさわしいと考えておりますので、この人事案件に関しては反対の立場をとらせていただき

ます。

○議長（管野英美子君）

次に、賛成討論はございませんか。

小寺議員。

○9番（小寺正人君）

9番の小寺正人でございます。

今回の人事案件に関しまして、私はこの豊能町が初めてコミュニティスクールを発足させたと、そのときに学校運営協議会、この役割は、果たす役割は重要なものとなる、これが中心となっていく新しいシステムであります。これを今まで小松氏は経験をされてるわけですね、実際に。その経験を活かしたいという狙いが一つあると考えます。もう一つは長い知識というのかな、深い知識を持っておられるので、この人の知見を活かしたいと、こういう狙いがあるものと考えています。そういう意見を持つて人っていうのはそうざらにあるわけじゃないので、外から必要な方であるということを経験されて呼んでこられるわけでありますから、この人事案件はぜひとも通さないといけないことであると考えてます。そもそも教育委員会の委員は4名プラス教育長で5人でずっと豊能町はやってきて、1人加わって5人プラス1人の6人になってるわけです。その中の1人として考えれば地域の住民の利益を害したということにはならないと思いますので、ぜひ皆さんの賛同をお願いいたします。賛成討論とします。

以上です。

○議長（管野英美子君）

次に、反対討論はございませんか。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

ないようですので討論を終結いたします。これより採決を行います。

第30号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(多数起立8：2)

○議長（管野英美子君）

起立多数です。

よって、第30号議案は同意することに決定しました。

日程第4「第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件」、日程第5「第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」及び日程第6「第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件」、以上3件については提案理由が関係するものがございますので、一括議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって、日程第4「第35号議案」、日程第5「第31号議案」及び日程第6「第32号議案」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

議会で承認をいただきましたので、35号、31号、32号議案はそれぞれ関連しておりますため一括で説明をさせていただきます。

まず、35号議案、職員の定年等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の31ページから44ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、地方公務員法の改正内容に準じ一般職の職員の定年延長制度に関し所用の改正を行うものがございます。

それでは条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条では職員の定年等に関する条例の趣旨を規定していますが、今回の改正で定年前再任用短時間勤務職員の任用及び管理監督職勤務上限年齢、以降「役職定年」と申し上げます、による降給等を規定することから、引用する地方公務員法の条項を改めるものがございます。第3条では職員の定年年齢の規定を60歳から65歳に改めるものです。国民健康保険国保診療所において医療勤務に従事する医師及び歯科医師の定年は65歳と規定していたことから削除するものがございます。第4条では定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で引き続き勤務することができることを規定していますが、任期の特例により延長された職員については3年以内まで可能とするよう規定するものがございます。第6条では役職定年の対象となる管理職を管理職手当の支給対象者と規定するものがございます。第7条では役職定年を60歳と規定するものがございます。第8条では役職定年による降給等についての配慮事項を規定するものがございます。第9条では役職定年年齢に到達後、職員職務の特殊性により3年を超えない範囲で勤務することを可能とすることを規定するものがございます。第10条では勤務延長の規定により、規定より期間を延長する場合に職員の同意を必要とすることを規定するものがございます。第11条では勤務延長された後にその事由が消滅したときにほかの職へ降任等することができることを規定するものがございます。第12条では年齢60歳に到達した後の退職者について、その者の定年退職相当日までの間、定年前再任用短時間勤務職員として任用できることを規定するものがございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものがございます

が、制定附則第4項に規定する60歳到達以降の任用形態、給与等の必要な情報を提供、意思確認することにつきましては公布の日から施行するものです。また、制定附則第3項では定年年齢に関する経過措置を定めるもので、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における定年年齢を61歳から64歳とするものです。

続きまして、第31号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について御説明申し上げます。議案書の6ページから20ページ及び条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年4月1日から導入される職員の定年延長制度に係る関係条例において所要の改正を行うものでございます。

それでは関係条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条では職員の定年等に関する条例の改正により、60歳に達した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用できることを規定したことにより、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。第2条では職員の懲戒の方法及び効果に関する条例を改正し、定年延長により降給している場合の減給額を定めるものでございます。第3条では公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を改正し、公益的法人等への派遣をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とするものでございます。第4条では外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を改正し、外国の地方公共団体の機関等への派遣をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とするものでございます。第5

条では職員の勤務時間、休日・休暇等に関する条例を改正し、再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。第6条では豊能町職員の育児休業等に関する条例を改正し、育児休業または育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とし、再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。第7条では人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正し、地方公務員法の改正による運用条項を整理するものでございます。第8条では豊能町一般職の職員の給与に関する条例を改正し、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改め、附則において60歳に達した最初の4月1日以降の給与月額について100分の70と定め、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものでございます。また役職定年による降給の方法について定めるものでございます。第9条では職員の退職手当に関する条例を改正し、退職手当の基本額の特例措置を追加するものでございます。また、早期退職の年齢を定年65歳から20年を減じた年齢以上と改め、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものでございます。また、雇用保険法の一部を改正する法律の改正内容に準じて、失業等給付に係る暫定措置の継続等の対象について定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

引き続き、第32号議案、豊能町職員の降給に関する条例制定の件について御説明申し上げます。議案書の21ページから24ページ及び条例の概要資料を併せて御覧ください。

本件は、地方公務員法の一部を改正する

法律の改正により国家公務員に準じた職員管理を行うもので、先ほど第35号議案として説明いたしました職員の定年に関する条例の改正により、令和5年4月1日から職員の定年年齢の引上げが行われることとなります。令和5年3月31日現在、管理監督職である職員につきましては管理監督職務上限年齢、以下「役職年齢」と言います、により4月1日付で非管理監督職に降給することとなりますが、現在本町には役職定年により降給する根拠となる条例がないことから今回制定するものでございます。

それでは、条例の制定内容について御説明申し上げます。第1条は本条例の目的を規定するもので、職員の意に反する降給に関し必要な事項を規定することを定めるものでございます。第2条は降給の種類を規定するもので、降給の種類は降格及び降号の2種類であることを規定し、役職定年制により現在の管理監督職から非管理監督職にすることを降給として定めるものでございます。第3条及び第4条は降給の事由を定めるもので、役職定年制により現在の職務の級より下位の職務の級に分類された職務を遂行することとなった場合のほか、勤務成績が良好でない場合を定めるものでございます。第5条は降給させる場合にはその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならないことを定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第7「第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

それでは、第33号議案、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

議案書の25ページをお開きください。

本年4月に豊能町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以下「過疎特措法」と略させていただきます、により過疎地域となり、同法に基づき策定する豊能町過疎地域持続的発展計画、以下「過疎計画」と略させていただきます、において産業振興のために設定する区域及び業種について固定資産税の課税を免除し、企業誘致、設備投資の促進、雇用機会の創出等により地域経済の発展に資することを目的に、課税免除について必要な事項を定めるため設定しようとするものです。なお、本条例については過疎計画案の21ページに記載されている産業振興促進事業に関連するものとなります。

それでは、条例の概要説明資料に沿って説明を申し上げますので、資料を併せて御覧ください。

制定する条例の名称は、豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例です。条例の内容について御説明いたします。条例は第1条から第7条までの全7条で構成しています。第1条は過疎特措法に基づいて定めた計画に記載された産業振興区域、計画では町内全域ということになっております、であること。振興すべき業種及び固定資産税の課税免除を行うことについて必要な事項を定める旨を規定しています。第2条は課税免除となる固定資産の取得期間及び対象について規定しています。課税免除となる設備等の取得期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日としています。期間の始まりの令和4年4月1日は

過疎地域として公示された日、期間終了の令和6年3月31日については総務省令に合わせたもので、この政令に対応する形で町の条例も規定しているものです。なお、この政令は課税免除で減額となった固定資産税のうち75%を交付税で措置する旨の規定も定められています、また、設備の取得期間の終了に合わせてその期間が延長されていることから、今後も政令の改正に合わせてその都度条例も改正する必要があると考えています。

次に、課税免除の対象となる業種と設備取得についてですが、業種は製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業で情報サービス業等にはインターネット付随サービス業や通信販売、使用調査なども含まれ、旅館業は下宿業を除くものが対象となります。また、課税の対象となる設備の取得は資本金の額で区分しており、資本金が5,000万円以上の事業者の場合、500万円以上の設備を取得した場合が対象となります。なお、農林水産物等販売業や情報サービス業等につきましては、資本金の額に関わらず500万円以上の設備を取得した場合が対象となります。第3条は課税の期間について規定しています。課税免除の期間について規定しています。課税免除の期間は新たに固定資産税が課税されることになってから3年間としています。なお、固定資産税の課税は毎年1月1日現在の所有者に課税されますので、今回条例を可決いただいた場合、令和5年の課税分から課税免除の対象となります。次の4条から6条は課税免除の申請、決定及び取消し等の事務の事務処理の取扱いを規定しています。また、第7条は事務処理に関して規則への委任を規定したものとなっております。なお、本条例は公布の日から施行となります。

説明は以上でございます。御審議いただ

きまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第8「第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第34号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件について説明させていただきます。議案書の29ページを御覧ください。議案概要、新旧対照表についても併せて御覧ください。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に係る経費に係る限度額を改正するものでございます。

議案書の30ページを御覧ください。

まず第4条は選挙運動用の自動車の使用の公費の支払でございます。選挙運動用自動車の借入れについては、1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料代金については7,560円から7,700円にそれぞれ金額の改正を行うものです。続きまして第6条第2項、選挙運動用ビラの作成の公費負担及び第8条は選挙運動用ビラの作成の公費の支払でございます。選挙運動用ビラ1枚当たりの限度額を7円51銭から7円73銭に金額の改正を行うものです。続きまして第9条第2項は選挙運動用ポスターの作成の公費負担でございます。印刷費1枚当たりの限度額を525円6銭から541円31銭に、企画費については31万500円から31万6,250円にそれぞれ金額の改正を行うものでございます。なお、附則といたしまして、施行期日としてこの条例は公布の日から施

行することとし、適用区分として施行の日以後その期日を告示される選挙から適用することについて規定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第9「第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

第36号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。議案書の45ページから49ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴い育児休業の取得要件を緩和するため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条は非常勤の任期要件でございます。育児休業することができる非常勤職員の任期の要件につきまして、民間の有期雇用労働者の出生時育児休業の取得要件を踏まえて、現行の要件に、この出生の日から57日間が経過した日から6月を経過する日までに任期が満了及び任期の継続が明らかでない場合との要件を追加するものでございます。また、育児休業することができる非常勤職員の要件を、1歳到達の翌日を初日とする育児休業する職員としていましたが、夫婦交代で育児休業する場合は1歳2か月到達日または配偶者の育児休業終了の翌日を初日とする育児休業をする職員との要件を追加するものでございます。第2条の3

及び第2条の4は、1歳6か月または2歳まで育児休業ができる非常勤職員の要件を規定していますが、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図るため、育児休業の開始が1歳到達日または1歳6か月到達日の翌日からであるところを、配偶者がこの1歳または1歳6か月到達日の翌日以降に育児休業をしている場合で、その育児休業に引き続き育児休業をしようとする場合にも可能とする要件を追加するものでございます。これにより、期間の途中で夫婦交代での取得も可能となるものでございます。また、民間法制同様にそれぞれの期間での取得回数を1回とするものでございます。

条例第3条は取得回数の特例規定で、育児休業等計画書に事前に申し出ている場合に限り再度の育児休業ができると規定していましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、取得回数が緩和されたことにより、この規定が必要ないことから削除し、育児休業できる職員に非常勤職員に加えて任期付職員を追加するものでございます。

第11条は育児短時間勤務の申出方法を、育児休業等計画書から育児短時間休業等計画書に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年10月1日から施行するものです。

なお、施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第11条の規定の適用については、改正前の条例によるものとします。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第10「第37号議案 豊能町税条例等改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大西住民部長。

○住民部長（大西隆樹君）

それでは、第37号議案、豊能町税条例等改正の件について御説明申し上げます。議案書の51ページをお開きください。

本件は地方税法等の改正に伴い、本町税条例において所要の改正を行うものです。

条例の概要説明資料に沿って御説明申し上げますので、概要説明資料も併せて御覧ください。

第1条関係の個人住民税について、(1)から順次御説明させていただきます。(1)上場株式等の配当所得等については、個人住民税において所得税と異なる課税方式の選択が可能とされていましたが、これを所得税の確定申告で選択した方式と合わせるものでございます。(2)配偶者特別控除の適用を受けようとする公的年金等の受給者には、町府民税の申告書の提出が必要とされていますが、税務署等に扶養親族に関する申告書が提出されている場合は、その扶養の状況により町府民税の申告書の提出が不要となる場合があるため、それに対応するよう規定の整備を行うものです。(3)給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等報告書について、配偶者に退職所得がある場合正確な課税情報が得られるよう、その氏名の記載が義務付けられました。また、それに合わせて申告書の様式を変更するなどの整備も併せて行っています。(4)地方税法の改正に伴い生じた条項のずれを修正するものでございます。(5)個人住民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用について、令和20年分の個人住民税まで延長するとともに、その対象となる家屋の居住の期限を令和3年12月31日から令和7年12月31日までの4年間延長するものでございます。次の(6)と(8)については1番目の上場株式等の配当所得等に

関連するもので、所得税の確定申告で選択した方式と合わせるものでございます。(7)の土地等を譲渡した場合の課税の特例については、優良な土地の譲渡所得に関して軽減税率が適用されていましたが、上位法である租税特別措置法の有効期限期間が終了されることから削除となり、それに合わせて改正を行うものです。

次に固定資産税についてですが、下水道除害施設に対する課税標準の特例割合が国において見直されたことに伴い、本町で定める特例割合についても4分の3から5分の4に見直すものでございます。

次に3、その他についてですが、民法などの一部を改正する法律による不動産登記法の改正が行われ、DV被害者などから登記所に申出があった場合、登記事項証明書に申出者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載することとなりました。これに伴い、町が交付する納税証明や固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書に加え、閲覧に供する固定資産税課税台帳についても同様の取扱いとするために規定の整備を行うものです。

次に第2条関係ですが、令和3年の12月議会で御決定いただいた豊能町税条例の一部を改正する法律について、令和6年の1月1日を施行日としておりましたが、その施行前に改めて文言等の整備が行われたので今回改正を行うものです。施行に関しましては第1条関係の2の(1)公布の日、同じく第1条関係の個人住民税の1の(3)、1の(5)、1の(7)につきましては令和5年1月1日、また第1条関係の個人住民税の(1)、1の(2)、同じく(4)、(6)、(8)につきましては令和6年1月1日、第1条関係の3その他の納税証明書の改正関係につきましては令和6年4月1日、また第2条関係の豊能町税条例の一部改正は令和5年1月

1日にそれぞれ施行となります。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第11「第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第38号議案、豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴いまして規定の整備を行うものでございます。

それでは議案書56ページ、また概要及び新旧対照表を併せて御覧くださいませ。今回の改正につきましては、当該条例において引用してございます大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の条ずれに伴います規定の整備でございます。

第2条第8号中附則第5条第1項を、附則第3条第1項に改めるものでございます。

なお、附則といたしましてこの条例の施行は公布の日といたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第12「第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第39号議案、豊能町農地災害

復旧事業の施行についての件につきまして御説明させていただきます。

土地改良法第96条の4第1項において読み替えて準用する同法第87条の5第1項の規定により、豊能町営土地改良事業を施行することについて議会の議決を求めるものです。

提案理由といたしましては、令和4年7月18日から19日までの豪雨により被災した農地の災害復旧事業を施工するために、土地改良法第87条の5第1項の規定に基づき応急工事計画を定めて議会の議決を求めるものでございます。

次のページを御覧ください。事業名といたしまして令和4年7月18日及び同月19日の豪雨による災害復旧事業でございます。2番、総事業費といたしまして300万円でございます。3番目として、事業施工場所ですけれども、こちらについては豊能町切畑2198番地ほか2件の計3件で、これら全て農地でございます。4番目、事業期間については令和4年9月から令和5年3月までとするものでございます。5番目、事業内容ですが、令和4年7月18日及び19日の豪雨により被災した畦畔を含む農地の復旧を行い、従前の効用を回復するものでございます。

なお、今回の農地災害については今月の9月14日に国の査定を受ける予定となっております。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

日程第13「第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

それでは、第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを説明いたします。

議案書の60ページを御覧ください。本町は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、これ以降「過疎法」と略させていただきます。第43条の規定により読み替えた過疎法第2条の規定を満たしたため、令和4年4月1日付の公示により過疎地域として指定されることとなりました。これにより過疎法の規定に基づき国による財政支援を受けることができることとなりますが、そのためには過疎法第8条の規定による過疎地域持続的発展市町村計画を策定する必要がありますため、今回議会の議決を求めます。

それでは別冊となっております豊能町過疎地域持続的発展計画案を御覧ください。以降この計画を「過疎計画」と略させていただきます。

過疎計画の2ページをお開きください。2ページは目次となっておりますが、この計画の構成として第1章は基本的な事項として豊能町の地形や人口、行財政の状況及びこの過疎計画により目指す基本方針等について説明しています。第2章から第13章は国の書式及び大阪府の計画に基づき町が取り組む政策について、それぞれの分野ごとに記載しており、章ごとに1. 現状と課題、2. その対策、3. 事業計画、4. 公共施設等総合管理計画等の整合の4項目で構成されています。

11ページをお開きください。第1章の4. 地域の持続的発展の基本方針ですが、この過疎計画における施策展開は今年の3月に策定しました豊能町総合まちづくり計画の方針を基本として進めていくこととしています。

13ページをお開きください。過疎計画の基本目標として目標人口を定める必要がありますが、目標人口は1万6,600人維持を目指すとしています。6ページの将来推計人口のグラフによると、総合まちづくり計画の目標人口であります10年後の目標人口1万5,000人を維持するためにはこの過疎計画の計画期間である令和7年度時点で1万6,600人を維持する必要があるため、計画上の目標人口を1万6,600人とするものです。

14ページを御覧ください。7計画期間です。過疎計画の計画期間は令和4年4月1日から令和8年3月31日の4年間としております。

15ページを御覧ください。第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成です。(1)移住・定住の促進、(2)地域間交流の促進、(3)人材育成について、1. 現状と課題を整理した上で、2. その対策として空き家の活用による移住者の受皿整備や交流人口増加のための施設整備、地域の人材育成を対策としています。

16ページをお開きください。次に3. 事業計画としてコミュニティ施設の整備など地域間交流を促進する事業を上げています。

17ページをお開きください。4. 公共施設等総合管理計画との整合として、この章における施設整備などは豊能町公共施設等総合管理計画と整合している旨記載しております。

続きまして18ページを御覧ください。第3章 産業の振興です。本町の基幹産業であります農業の振興を中心に、ブランディングの取組や適正な小規模開発による企業誘致、観光の拠点の整備等による観光振興を2. その対策としています。

20ページを御覧ください。事業計画にはほ場整備事業や憩いの拠点（観光施設）整備事業等を上げています。

21ページを御覧ください。第3章には4. 産業振興促進事項の規定を設けています。この項目は企業を誘致する際に税制優遇を受けることが規定であります。

22ページを御覧ください。第4章 地域における情報化です。デジタル技術の活用やスマートシティの推進、防災行政無線の整備を、2. その対策としています。

23ページを御覧ください。3. 事業計画として防災行政無線の整備や自治体DX推進計画に基づく町の情報システムの標準化及びスマートシティ推進事業を上げています。

25ページを御覧ください。第5章 交通施設の整備、交通手段の確保です。道路の計画的な整備やAIオンデマンドなどの新しい手法も活用した総合的な交通網の確保を2. その対策としています。

26ページを御覧ください。町道の整備や地域公共交通支援事業を3. 事業計画として上げています。

27ページを御覧ください。第6章 生活環境の整備です。

28ページを御覧ください。上水道、消防・救急業務、し尿及びごみ処理施設等の整備について、2. その対策として記載しています。

29ページを御覧ください。上下水道、廃棄物処理施設等それぞれの事業に対する繰出金や負担金等を3. 事業計画として上げています。

31ページを御覧ください。第7章 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進です。

32ページを御覧ください。子育て、福祉、地域保健について2. その対策として情報通信技術の活用等による子育て支援体制や高齢者が自発的に地域活動に参加できる仕組み、場づくり、地域関係機関との連携に

よる障害者支援体制の充実等を位置づけています。

33ページを御覧ください。認定こども園の整備や老人福祉施設等関係施設の整備事業を3. 事業計画としています。

36ページをお開きください。第8章 医療の確保です。国保診療所を初めとした町内医療機関の確保、充実及び広域連携による救急医療の確保を2. その対策としています。

37ページを御覧ください。診療所施設整備に係る特別会計への繰出金事業等を3. 事業計画としています。

38ページを御覧ください。第9章 教育の振興です。38ページ及び39ページにかけてソフト・ハードの両面において小中学校教育の充実、生涯学習、スポーツの振興を2. その対策としています。

39ページを御覧ください。小中一貫校整備事業や生涯学習施設等の整備事業を3. 事業計画としています。

41ページを御覧ください。第10章 集落の整備です。自治会活動や自主防災組織への支援を2. その対策としています。

42ページを御覧ください。自治会館への整備費補助等を3. 事業計画としています。

43ページを御覧ください。第11章 地域文化の振興等です。文化財、郷土資料館の活用や地域の方々による文化活動の支援を2. その対策としています。

44ページを御覧ください。郷土資料館整備事業等を3. 事業計画としています。

45ページを御覧ください。第12章 再生可能エネルギーの利用の促進です。公共施設への再生可能エネルギー設備の導入等を2. その対策としています。

46ページを御覧ください。再生可能エネルギー施設の整備事業を3. 事業計画としています。

47ページを御覧ください。第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項として持続可能な財政運営を上げています。

説明は以上です。よろしく御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第14「第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）」の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第41号議案、令和4年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

第41号議案、一般会計補正予算書ファイルを御覧ください。

令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,253万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ83億6,638万9,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。次に、第2表といたしまして継続費補正（変更）でございます。小中一貫校施設整備事業におきまして、令和2年度から令和4年度まで継続費の設定を行っておりましたが、令和5年度まで継続費の期間の変更を行うものでございます。

7ページを御覧ください。第3表といたしまして債務負担行為の補正でございます。債務負担行為補正（追加）でございますが、

本庁舎警備等委託事業につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、債務負担行為補正（変更）でございますが、窓口収納円滑化事業につきまして、債務負担行為の期間を令和4年度から令和8年度までを令和4年度から令和9年度までに期間の変更を行うものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。款2．総務費、項1．総務管理費、目11．自治振興費の4．自治会運営支援事業でございますが、新光風台自治会館の屋根修繕に係る補助金を補正するものでございます。

次に款3．民生費、項1．社会福祉費、目1．社会福祉総務費の7．障害者自立支援事業、11．障害児福祉事務事業及び15．子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、事業費確定に伴う国への償還金を補正するものでございます。

15ページを御覧ください。目2．老人福祉費でございますが、介護保険特別会計事業勘定繰出金事業の低所得者保険料軽減国庫負担金及び府負担金の精算により過年度分が交付されることに伴い、財源振替を行うものでございます。

次に、項2．児童福祉費、目2．児童福祉施設費の3．吉川保育所運営事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入と物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、給食費支援分を補正するものでございます。

16ページを御覧ください。款4．衛生費、項1．保健衛生費、目2．予防費の4．新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、事業費確定に伴う国へ

の償還金を補正するものでございます。

次に、款10. 教育費、項2. 小学校費、目1. 学校管理費の2. 小学校管理事業でございますが、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、給食費補助金を補正するものでございます。

17ページを御覧ください。項3. 中学校費、目1. 学校管理費の2. 中学校管理事業でございますが、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、給食費補助金を補正するものでございます。

次に項4. 幼稚園費、目1. 幼稚園管理費の3. ひかり幼稚園運営事業でございますが、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、給食費補助金を補正するものでございます。

次に5. ふたば園運営事業でございますが、新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入と、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減のため、給食費支援分を補正するものでございます。

18ページを御覧ください。款13. 災害復旧費、項1. 農林水産施設災害復旧費、目1. 耕地災害復旧費の1. 耕地災害復旧事業でございますが、先ほど第39号議案で御説明申し上げました7月の豪雨で被災した切畑、川尻地区の農業用施設災害復旧工事に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。次に歳入について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。款14. 分担金及び負担金、項2. 分担金、目1. 災害復旧費分担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る分担金でございます。

次に、款16. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 民生費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました介護保険特別会計事業勘定繰出金事業に

係る財源振替分の国庫負担金でございます。

12ページを御覧ください。項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金、節2. 児童福祉施設費国庫補助金の1. 保育対策総合支援事業費補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました吉川保育所運営事業の新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入に係る国庫補助金でございます。

同じく2. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました吉川保育所運営事業の新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入、給食費支援に係る国庫補助金でございます。

目6. 教育費国庫補助金、節3. 幼稚園費国庫補助金の2. 保育対策総合支援事業費補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたふたば園運営事業の新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入に係る国庫補助金でございます。

同じく3. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたふたば園運営事業の新型コロナウイルス感染症予防対策物品の購入、給食費補助に係る国庫補助金でございます。

節7. 小学校費国庫補助金の1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました小学校管理事業の給食費補助に係る国庫補助金でございます。

節8. 中学校費国庫補助金の1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました中学校管理事業の給食費補助に係る国庫補助金でございます。

続きまして款17. 府支出金、項1. 府負担金、目2. 民生費府負担金でございます

が、歳出のところで御説明申し上げました介護保険特別会計事業勘定繰入金事業に係る財源振替分の府負担金でございます。

13ページを御覧ください。項2. 府補助金、目9. 災害復旧費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る府補助金でございます。

次に、款20. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として1億5,437万円を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第15「第42号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第42号議案、令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明させていただきます。

今回の補正は、令和4年4月1日に施行されました未就学児に係る被保険者均等割保険料の減額に際し、交付金を請求するために使用するシステムを改修する経費を増額するものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをお開き願います。令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,899万2,000円とするものでございます。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。9ページをお開きくださいませ。款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の16万5,000円は、国保事業報告システムを改修し、未就学児均等割保険料負担金申請作成システムを追加するための費用を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。8ページを御覧ください。款5. 府支出金、項1. 府補助金、目2. 保険給付費等交付金の16万5,000円は、先ほど歳出で申し上げましたシステム改修に要する費用について、大阪府から交付される特別交付金でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第16「第43号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第43号議案、令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、令和3年度の介護保険給付費負担金等の精算によります国並びに府等への償還金でございます。

それでは、補正予算書の3ページをお開き願います。令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,952万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,616万4,000円とするものでござ

います。

それでは、今回の補正内容につきまして歳出より御説明申し上げます。9ページをお開き願います。款7. 諸支出金、項1. 償還金及び還付金、目2. 国府等支出金償還金の3,952万5,000円は、前年の介護保険事業における給付実績等の精算により国府等へ償還するものでございます。

次に歳入について説明申し上げます。8ページを御覧願います。款8. 繰越金、項1. 繰越金の3,952万5,000円は、令和3年度決算における繰越金で、先ほど歳出で申し上げました国府等への償還金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

ここで、議場換気のため10分間休憩をいたします。再開は11時55分です。

（午前11時44分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17「第1号認定 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第1号認定、令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を述べ提案説明とさせていただきます。

本件は地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書を付けて議会の認定に付すものでございます。

そういたしましたら、決算フォルダの令和3年度決算フォルダのうち令和3年度決

算書一般会計ファイルに基づきまして御説明申し上げます。

決算書の5ページを御覧ください。歳入合計は85億2,074万2,815円、歳出合計は78億7,968万6,283円で、差引残高6億4,105万6,532円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰り越すべき額2億3,595万3,041円を差引きした再差引き後の実質収支額は4億510万3,491円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

まず決算書の6ページから7ページの歳入について御説明申し上げます。一般会計の歳入合計は、7ページ左側でございます収入済額最下段の85億2,074万2,815円で、予算現額に対する収入率は94.7%となっております。なお、不納欠損額は176万7,326円、収入未済額は1億154万7,699円となっております。

歳入の主なものといたしまして、6ページを御覧ください。款1. 町税でございます。令和3年度決算額は16億9,604万8,736円で、前年度と比べて8,325万2,073円の減となっております。軽自動車税、町たばこ税は増加したものの、町民税、固定資産税が大きく減少したことによるものでございます。

6ページ右側の款12. 地方交付税でございます。決算額は28億3,129万4,000円で、前年度と比べて2億8,858万5,000円の増となっております。

款16. 国庫支出金でございます。決算額は14億992万8,014円で、前年度と比べて13億9,772万4,614円の減となっております。その主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金などによる増要素がありましたが、令和2年度の特例定額給付金給付事業費補助金の19億2,050万円が減となったことが大きく影響し、減少となっております。

次に7ページ左側にあります、款20. 繰入金でございます。決算額は3億7,555万2,000円で、前年度と比べて1億2,793万6,764円の増となっております。その主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金が3億円で、前年度の1億円より2億円の増、文化振興基金が3,355万円で、前年度の1,900万円より1,455万円の増、退職手当基金繰入金が2,000万円で、前年度の1億1,500万円より9,500万円の減などによるものでございます。

款21. 繰越金でございます。こちらは前年度からの繰越金で、決算額は2億8,819万7,432円で、前年度と比べて1億4,711万2,165円の増となっております。

最後に、款23. 町債でございます。決算額は6億8,631万2,000円で、前年度と比べて2億8,191万1,000円の増となっており、その主な要因といたしましては、小中一貫校施設整備事業債を新規で借入れたほか、体育施設整備事業債などの各種事業債や臨時財政対策債借換債の増によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、7ページの左側から8ページにかけての歳出について御説明申し上げます。

一般会計の歳出合計ですが、8ページ右側の支出済額最下段の78億7,968万6,283円で、予算現額に対する執行率は87.5%となっております。予算繰越額は5億4,868万5,594円、不用額は5億7,305万5,423円でございます。歳出の主なものでございますが、7ページ右側の款2. 総務費は、決算額14億2,699万9,403円で、執行率は87.1%でございます。前年度と比べまして16億5,504万4,778円の減となっております。その主な要因といたしましては、前年度の特別定額給付金19億2,050万円の減によるものでござい

ます。なお、翌年度繰越額1億4,310万6,553円は、住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金給付事業、戸知山周辺整備事業、引っ越しワンストップサービス導入事業でございます。

款3. 民生費につきましてですが、決算額21億108万5,084円で、執行率は93%でございます。前年度と比べまして2億1,113万2,242円の増となっております。その主な要因といたしましては、子育て世帯への臨時給付金給付事業の1億3,804万9,163円の増によるものでございます。なお、翌年度繰越額2,576万6,000円は、地域密着型サービス等整備等事業助成事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。

款4. 衛生費でございますが、決算額11億2,230万7,227円で、執行率は85.5%でございます。前年度と比べまして2億1,067万3,614円の増となっております。その主な要因といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の2億9,585万3,263円の増によるものでございます。

款6. 農林水産業費は、決算額9,266万7,226円で、執行率は93.3%でございます。前年度と比べまして386万4,277円の減となっております。その主な要因といたしましては、農業委員会運営事業、農×観光戦略推進事業の減によるものでございます。なお、翌年度繰越額160万円は、牧地区ほ場整備事業でございます。

8ページ左側になります。款8. 土木費でございますが、決算額4億8,801万1,591円で、執行率は83.7%でございます。前年度と比較いたしまして5,450万4,608円の増となっております。主な要因といたしましては、道路舗装事業や橋梁長寿命化等事業が増になったことによるものでございます。翌年度繰越額2,545万8,000円は、道路舗装事業、町道等維持補修事業でございます。

款9. 消防費でございますが、決算額は3億4,105万3,789円で、執行率は96.8%でございます。

款10. 教育費でございますが、決算額13億6,259万2,758円で、執行率は86%でございます。前年度と比較いたしまして2億1,674万4,198円の増となっております。その主な要因といたしましては、東地区小中一貫校施設改修工事の1億4,960万円の増、東ときわ台小学校屋上防水工事の6,270万円の増でございます。なお、翌年度繰越額1億5,671万25円の主なものは、小中一貫校施設整備事業、ふたば園施設整備事業でございます。

款11. 災害復旧費でございます。決算額1億8,827万2,884円で、前年度と比べまして689万5,358円の減となっております、執行率は48.4%でございます。こちらにつきましては、公共土木施設災害復旧事業が増となりましたけれども、公園施設災害復旧事業と耕地災害復旧事業が翌年度繰越総額1億9,604万5,016円になったことによるものでございます。

最後に、8ページ右側になりますが、款12. 公債費でございますが、決算額6億2,937万7,763円で、執行率は100%でございます。前年度と比較いたしまして3,302万4,841円の増となっております、その主な要因といたしましては、借換債の元金一括償還の増によるものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書につきましては、このサイドボックスになりますが、9ページ以降106ページまで、財産に関する調書につきましては、別ファイルになりますけれども、令和3年度決算書、特別会計基金公有財産の85ページ以降から97ページまでに記載しております。また、決算の別フォルダに格

納してございますが、令和3年度事業評価・主要施策成果報告書も併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが決算概要の説明とさせていただきます。御審議いただき御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第18「第2号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

それでは、御説明申し上げます前に、サイドボックスのフォルダもう一度お戻りいただきまして、令和3年度の決算書、特別会計・基金・公有財産のフォルダをお開き願いたいと思います。以降、特別会計になりますので、そちらのフォルダを参照いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、第2号認定、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の211ページをお開き願います。歳入合計28億2,408万470円。歳出合計27億5,502万2,239円で、差引残高6,905万8,231円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして212ページをお開き願います。歳入でございます。款1. 国民健康保険料は、予算現額5億7,185万3,000円、調定額5億8,267万2,400円に対しまして、収入済額5億5,449万2,026円、不納欠損額158万

2,200円、収入未済額2,659万8,174円でございます。

款2. 国民健康保険税は、予算現額494万6,000円、調定額1,994万9,584円に対し、収入済額299万9,869円、不納欠損額83万8,500円、収入未済額1,611万1,215円でございます。

款3. 使用料及び手数料でございますが、予算現額20万1,000円に対し、調定額、収入済額とも9万300円で、これは保険料等徴収によります督促手数料でございます。

款4. 国庫支出金は予算計上してございませんが、調定額、収入済額とも184万1,000円であり、これは保険料のコロナ減免に対する国庫補助金でございます。

款5. 府支出金は予算現額19億6,976万円に対し、調定額、収入済額とも20億971万2,577円であり、これは保険給付費に対する交付金等でございます。

款6. 繰入金ですが、予算現額1億9,266万円に対し、調定額、収入済額とも1億8,866万4,090円で、これは一般会計からの繰入金及び財政調整基金繰入金でございます。

款7. 繰越金は予算現額6,546万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6,546万3,340円で、前年度からの繰越金でございます。

款8. 諸収入は予算現額1万円に対し調定額、収入済額とも81万7,268円で、これは保険料の納付に係る延滞金等の収入でございます。

款9. 財産収入は、予算減額1,000円でございますが、収入はございませんでした。

次に歳出について御説明を申し上げます。214ページをお開き願います。款1. 総務費であります。予算現額3,160万6,000円に対し、支出済額2,957万6,594円で、この経費は職員の人件費と国民健康保険事務事業

の管理運営費、保険料の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は予算現額19億4,682万1,689円に対し、支出済額19億3,907万5,887円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3. 国民健康保険事業費納付金は、予算現額7億4,175万7,000円に対し、支出済額7億4,175万4,846円で、大阪府が決定した標準保険料率などにより本町に割り当てられました額を大阪府に納めたものでございます。

款4. 共同事業拠出金は、予算現額1,000円に対し、支出済額46円であり、退職者医療共同事業費として国保連合会に拠出した経費でございます。

款5. 保健事業費は、予算現額3,577万6,000円に対し、支出済額3,436万3,066円で、特定健康診査及び国保ヘルスアップ事業等に要した経費でございます。

款6. 基金積立金、款7. 公債費につきましては執行額はございません。

款8. 諸支出金は、予算現額1,228万円に対しまして、支出済額1,025万1,800円で、これは保険料の還付金及び診療所施設勘定への繰出金等でございます。

款9の予備費については執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第19「第3号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第3号認定、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の253ページをお開き願います。歳入合計1億319万626円、歳出合計9,548万6,399円で、差引残高770万4,227円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして254ページ、255ページをお開き願います。まず歳入でございます。款1. 診療収入は、予算現額6,167万3,000円に対し、調定額、収入済額とも6,064万9,319円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

次の款2. 使用料及び手数料は、予算現額4万9,000円で、調定額、収入済額とも4万7,007円となっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3. 繰越金は、予算現額49万8,420円に対し、調定額、収入済額ともに822万766円で、前年度の繰越金でございます。

款4. 繰入金は、予算現額4,456万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3,381万7,546円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款5. 諸収入は、予算現額30万1,000円に対し、調定額、収入済額とも45万5,988円でございます。これは薬の容器代等の雑収入でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

款1. 総務費でございます。予算現額7,666万2,720円に対しまして、支出済額6,946万3,420円でございます。これは職員人件費及

び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次の款2. 医業費は、予算現額2,982万6,000円に対しまして、支出済額2,602万2,979円で、これは薬剤費及び医療用消耗器材費等に要した経費でございます。

款3. の予備費につきましては執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第20「第4号認定 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第4号認定、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましても、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の273ページをお開き願います。歳入合計5億9,904万538円、歳出合計5億7,877万4,207円、差引残高2,026万6,331円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして274、275ページをお開き願います。まず歳入でございます。款1. 後期高齢者医療保険料は、予算現額5億3,739万4,000円。調定額5億2,363万1,453円に対し、収入済額が5億2,030万821円、不納欠損額134万6,937円、収入未済額が198万3,695円であります。

款2. 使用料及び手数料では、予算現額4万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2万5,100円で、これは保険料徴収に

係ります督促手数料の収入でございます。

款 3. 繰入金は、予算現額6,044万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6,021万1,674円で、一般会計からの繰入金でございます。

款 4. 繰越金は、予算現額1,645万8,000円で、調定額、収入済額とも1,850万2,943円で、これは前年度からの繰越金でございます。

次に、歳出の御説明をいたします。款 1. 総務費は、予算現額53万6,000円に対しまして、支出済額は32万6,012円であり、これは賦課徴収事務等に要した経費でございます。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額 5 億9,730万6,000円に対し、支出済額 5 億7,718万1,373円で、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金でございます。

款 3. 諸支出金は、予算現額126万7,822円に対し、支出済額126万6,822円でございます。これは保険料の還付金でございます。

款 4 の予備費につきましては執行額はございません。

説明は以上でございます。御審議の上御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第21「第5号認定 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森保健福祉部長。

○保健福祉部長（小森 進君）

第5号認定、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の291ページをお開き願います。まず歳入でございます。款 1. 保険料、予算現額 5 億9,003万5,000円、調定額 6 億3,485万1,429円に対しまして、収入済額 6 億2,895万6,912円、不納欠損額142万3,139円、収入未済額447万1,378円で、これは第1号被保険者による介護保険料収入でございます。

款 2. 使用料及び手数料は、予算現額 1,229万1,000円、調定額、収入済額とも 1,514万3,354円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料収入でございます。

款 3. 国庫支出金は、予算現額 4 億6,624万9,000円に対し、調定額、収入済額とも 4 億3,149万517円で、これは介護給付費、介護予防事業費等に対する国庫負担金、補助金並びに交付金でございます。

款 4. 支払基金交付金は、予算現額 5 億8,774万円に対しまして、調定額、収入済額とも 5 億3,751万9,000円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款 5. 府支出金は、予算現額 2 億8,103万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 2 億8,908万3,805円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款 6. 繰入金でございます。予算現額 3 億6,577万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも 3 億2,569万4,657円であり、一般会計からの繰入金でございます。

款 7. 諸収入は、予算現額12万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも85万1,209円であり、第三者納付金などの雑入や延滞金等でございます。

款 8. 繰越金は、予算現額 1 億3,990万7,000円に対しまして、調定額、収入済額と

も1億3,990万7,815円で、令和2年度からの繰越金でございます。

款9. 財産収入は予算計上ありませんでしたが、調定額、収入済額とも64万円で、これは介護給付費準備基金の債券運用に係る利息でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。294ページ並びに295ページを御覧ください。款1. 総務費は、予算現額6,668万9,000円に対しまして、支出済額5,065万709円で、この経費は介護保険事業事務費管理運営及び保険料賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は、予算現額20億8,576万2,000円に対し、支出済額19億275万4,864円で、介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び支払手数料、審査支払手数料等に要した経費でございます。

款3. 財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続きまして令和3年度におきましても支出額はございません。

款4. 地域支援事業費は、予算現額1億4,987万5,000円に対しまして、支出済額1億3,500万4,173円で、これは介護予防事業並びに包括的支援事業に要した経費でございます。

款5. 基金積立金は、予算現額1億374万1,000円に対しまして、支出済額1億374万608円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款6. 公債費につきましては執行額はございません。

款7. 諸支出金は、予算現額2,709万3,000円に対しまして、支出済額2,671万6,540円で、これは介護保険料の還付金、国府支払基金等への償還に要した経費でござ

います。

款8. 予備費につきましては支出額はございません。

説明は以上でございます。御審議いただきまして御認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（管野英美子君）

日程第22「第6号認定 令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第6号認定、令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

それでは、引き続き決算書の341ページをお開き願います。令和3年度下水道事業特別会計の決算は、歳入合計4億4,670万8,791円、歳出合計4億1,017万987円で、差引残額3,653万7,804円を翌年度に繰り越すものでございます。

それでは、歳入より御説明いたします。342ページを御覧ください。まず款1. 分担金及び負担金は、予算現額1,000円、調定額5万4,800円、収入済額ゼロ円で、収入未済額は5万4,800円でございます。これは東地区内1件分の下水道負担金でございます。

続いて款2. 使用料及び手数料は、予算現額2億4,832万4,000円、調定額2億6,262万1,115円、収入済額2億6,127万4,591円で、収入未済額は133万7,864円でございます。これは下水道使用料と指定工事店登録手数料などの手数料でございます。なお、収入未済額でございますが、令和4年8月末現在で70万310円となっております。

続いて款3. 国庫支出金については、予

算現額500万円、調定額・収入済額とも500万円でございます。これはストックマネジメント計画に基づく点検調査業務に係ります国の社会資本整備総合交付金でございます。

款4．財産収入は、予算現額3万3,000円、調定額、収入済額とも3万3,270円でございます。これは基金の運用益でございます。

款5．繰入金は、予算現額1億5,871万9,000円、調定額、収入済額とも1億1,351万1,608円でございます。これは一般会計及び下水道建設基金からの繰入でございます。

款6．繰越金は、予算現額67万7,500円、調定額、収入済額とも2,690万1,713円でございます。これは前年度繰越金でございます。

款7．諸収入は、予算現額4,000円、調定額、収入済額とも8万7,609円でございます。これは流域下水道事業負担金の精算金などでございます。

款8．町債は、予算現額5,000万円、調定額、収入済額とも3,990万円でございます。これは流域下水道債と下水道事業債でございます。

次に、歳出についての御説明をします。343ページを御覧ください。款1．下水道費は、予算現額2億8,617万7,500円、支出済額2億3,587万7,970円でございます。これは、消費税に係る公課費のほか、下水道の事務管理に要した経費と職員の人件費、それから流域下水道維持管理負担金など、下水道施設の維持管理に要した経費、それからストックマネジメント計画に基づく点検調査や流域下水道事業建設負担金など、下水道施設の整備に要した経費でございます。

続いて款2．公債費は、予算現額1億7,558万1,000円、支出済額1億7,429万3,017円でございます。これは償還金の元金及び利子でございます。

予備費の執行はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議賜り御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（管野英美子君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

次回は、9月6日午前9時30分より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後0時40分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第5号報告 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第30号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件
- 第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件
- 第33号議案 豊能町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件
- 第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 第37号議案 豊能町税条例等改正の件
- 第38号議案 豊能町後期高齢者医療に関する条例改正の件
- 第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について
- 第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 第42号議案 令和4年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第43号議案 令和4年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第1号認定 令和3年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第3号認定 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第4号認定 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第5号認定 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の
認定について
- 第6号認定 令和3年度豊能町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 7番

同 8番